

第 23 回教育委員会

平成 28 年 12 月 14 日
午 前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第 174 号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第 174 号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 1 項中「防火管理者に」を「防火管理者を」に改める。

第 16 条の表中

「

大阪市立西淡路小学校 大阪市立淡路中学校	小中一貫 須賀の森学園
-------------------------	-------------

」

を

「

大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校	日本橋小中一貫校
大阪市立西淡路小学校 大阪市立淡路中学校	小中一貫 須賀の森学園

」

に、

「

大阪市立啓発小学校 大阪市立中島中学校	小中一貫校 むくのき学園
------------------------	--------------

」

を

「

大阪市立啓発小学校 大阪市立中島中学校	小中一貫校　むくのき学園
大阪市立南港みなみ小学校 大阪市立南港南中学校	咲洲みなみ小中一貫校

」

に改める。

第 17 条を第 23 条とし、第 16 条の次に次の 6 条を加える。

（中高一貫校）

第 17 条　次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）と同表右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）は、学校教育法第 71 条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校

（併設型中学校の定員及び通学区域）

第 18 条　併設型中学校の定員及び通学区域は、教育委員会が別に定める。

（併設型中学校への入学の許可）

第 19 条　併設型中学校への入学は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下この条において「規則」という。）第 117 条により準用する規則第 110 条の規定により、教育委員会が別に定めるところにより行う入学者の選抜に基づき、校長が許可する。

（併設型中学校への転学）

第 20 条　併設型中学校への転学は、認めないものとする。

（併設型中学校からの転学）

第 21 条　併設型中学校からの転学の許可は校長が行う。

- 併設型中学校から転学しようとする者は、所定の願書を校長に提出しなければならない。
- 校長は、第 1 項の規定による転学許可を行ったときは、指導要録の写しその他必要な書類を転学先の校長に送付するとともに、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(準用)

第 22 条 第 14 条の規定は、併設型中学校に準用する。この場合において、同条中「高等学校」とあるのは「併設型中学校」と、「退学又は停学」とあるのは「退学」と読み替えるものとする。

第 2 条 大阪市立学校管理規則の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「条例第 7 条第 2 項の規定による評価(以下「自己評価」という。)」を「条例第 7 条第 2 項の規定による評価(指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例(平成 28 年大阪市条例第 号。以下「公立国際教育学校等条例」という。))第 2 条に規定する学校(以下「公立国際教育学校等」という。))にあっては、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下この条及び第 19 条において「規則」という。))第 79 条及び第 104 条第 1 項により準用する規則第 66 条第 1 項の規定による評価。以下「自己評価」という。)」に改め、同条第 2 項中「校長は、」を「校長は、公立国際教育学校等以外の学校にあっては、」に、「評価の結果」を「評価の結果、公立国際教育学校等にあっては、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「教科書に準ずる教科」を「教科書に準ずるもの」に改め、同条第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、公立国際教育学校等の校長は、教科書の発行されていない教科及び科目について、教科書に準ずるものとして図書を使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

第 10 条中「校長」を「校長(公立国際教育学校等にあっては、公立国際教育学校等条例第 1 条に規定する指定管理法人。以下第 10 条の 2、第 11 条、第 12 条及び第 15 条において同じ。)」に改める。

第 11 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、公立国際教育学校等にあっては、学校の施設及び設備の貸与については、指定管理法人の意見を聞いて教育委員会が許可する。

第 15 条第 2 項第 5 号中「講ずる場合」を「講ずる場合（公立国際教育学校等にあつては教育財産の管理及び生徒の出席停止に関し必要な措置を講ずる場合）」に改める。

第 17 条の表中

「

大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
---------------	----------------

」

を

「

大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
大阪市立第 131 中学校	大阪市立第 21 高等学校

」

に改める。

第 19 条中「学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下この条において「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（適用除外）

第 23 条 第 3 条、第 7 条、第 8 条から第 8 条の 11 まで、第 9 条及び第 14 条の規定は、公立国際教育学校等には適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の改正規定(第 16 条の表のうち大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校に係る部分に限る。) 平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条の改正規定(第 16 条の表のうち大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校に係る部分に限る。) 平成 30 年 4 月 1 日
- (3) 第 2 条の改正規定 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 号）の施行の日

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校管理規則 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(防火管理者)

第 10 条の 2 校長は、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 8 条第 1 項に規定する防火管理者に定めるものとする。

を

2 - 3 省 略

(小中一貫校)

第 16 条 次の表の左欄に掲げる小中学校の通称は、同表の右欄に掲げるものとする。

学校名	小中一貫校の通称
大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校	日本橋小中一貫校
大阪市立西淡路小学校 大阪市立淡路中学校	省 略
大阪市立啓発小学校 大阪市立中島中学校	省 略
大阪市立南港みなみ小学校 大阪市立南港南中学校	咲洲みなみ小中一貫校
省 略	省 略

(中高一貫校)

第 17 条 次の表の左欄に掲げる中学校 (以下「併設型中学校」という。) と同表右欄に掲げる高等学校 (以下「併設型高等学校」という。) は、学校教育法第 71 条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校

(併設型中学校の定員及び通学区域)

第 18 条 併設型中学校の定員及び通学区域は、教育委員会が別に定める。

(併設型中学校への入学の許可)

第 19 条 併設型中学校への入学は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下この条において「規則」という。)第 117 条により準用する規則第 110 条の規定により、教育委員会が別に定めるところにより行う入学者の選抜に基づき、校長が許可する。

(併設型中学校への転学)

第 20 条 併設型中学校への転学は、認めないものとする。

(併設型中学校からの転学)

第 21 条 併設型中学校からの転学の許可は校長が行う。

2 併設型中学校から転学しようとする者は、所定の願書を校長に提出しなければならない。

3 校長は、第 1 項の規定による転学許可を行ったときは、指導要録の写しその他必要な書類を転学先の校長に送付するとともに、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(準用)

第 22 条 第 14 条の規定は、併設型中学校に準用する。この場合において、同条中「高等学校」とあるのは「併設型中学校」と、「退学又は停学」とあるのは「退学」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第 17 条 省 略

第 23 条

大阪市立学校管理規則（抄）

（第2条による改正関係）

（自己評価）

第4条の2 条例第7条第2項の規定による評価(指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例(平成28年大阪市条例第 号。以下「公立国際教育学校等条例」という。))第2条に規定する学校(以下「公立国際教育学校等」という。))にあつては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下この条及び第19条において「規則」という。))第79条及び第104条第1項により準用する規則第66条第1項の規定による評価。以下「自己評価」という。)を行うに当たっては、校長は、次の項目について行うものとする。

(1) - (5) 省 略

2 前項第2号の評価を行うに当たっては、校長は、**公立国際教育学校等以外の学校にあつては**、年度目標の内容に応じ、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状並びに児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員の授業に関する評価の結果、**公立国際教育学校等にあつては**、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状を踏まえるものとする。

3 省 略

（教材の取扱）

第6条 小学校及び中学校の校長は、教科書の発行されていない教科について、教科書に準ずる教科として図書を使用するときは、教育委員会の承認
もの
を受けなければならない。

2 高等学校の校長は、教科書の発行されていない教科及び科目について、教科書に準ずる教科として図書を使用するときは、教育委員会に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、公立国際教育学校等の校長は、教科書の発行されていない教科及び科目について、教科書に準ずるものとして図書を使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

3 省 略

4

(警備及び防災計画)

第10条 校長(公立国際教育学校等にあつては、公立国際教育学校等条例第1条に規定する指定管理法人。以下第10条の2、第11条、第12条及び第15条において同じ。)は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に届け出なければならない。

(施設及び設備の貸与)

第11条の2 省 略

2 前項の規定にかかわらず、公立国際教育学校等にあつては、学校の施設及び設備の貸与については、指定管理法人の意見を聞いて教育委員会が許可する。

(指示及び命令)

第15条 省 略

2 前項の指示及び命令を行う場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) - (4) 省 略

(5) 教育財産の管理、学校の教職員の人事、研修、出張、保健、厚生及び福利、児童及び生徒の出席停止並びに学級編制に関し必要な措置を講ずる場合(公立国際教育学校等にあつては、教育財産の管理及び生徒の出席停止に関し必要な措置を講ずる場合)

3 - 4 省 略

(中高一貫校)

第 17 条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）と同表右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）は、学校教育法第 71 条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
大阪市立咲くやこの花中学校	大阪市立咲くやこの花高等学校
大阪市立第 131 中学校	大阪市立第 21 高等学校

（併設型中学校への入学の許可）

第 19 条 併設型中学校への入学は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令規則

第 11 号。以下この条において「規則」という。）第 117 条により準用する規則第 110 条の規定により、教育委員会が別に定めるところにより行う入学者の選抜に基づき、校長がこれを許可する。

（適用除外）

第 23 条 第 3 条、第 7 条、第 8 条から第 8 条の 11 まで、第 9 条及び第 14 条の規定は、公立国際教育学校等には適用しない。

（施行の細目）

第 18 条 省 略

第 24 条

大阪市立学校管理規則の一部改正について

1 改正の理由

本市においては、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 に規定されている「公立国際教育学校等管理事業」を活用し、新たな併設型中高一貫校（大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校）を公立国際教育学校等として設置し、指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定管理法人」という。）に学校の管理を行わせることとする「指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例」を制定した。

本事業の実施に関し、関係する教育委員会規則について必要な規定整備を行うため、本規則の一部を改正する。あわせて 9 月市会において小中一貫校にかかる条例改正案が議決されたことに伴う規定整備等を行うため、本規則の一部を改正する。

2 主な改正の内容

- (1) 新たに設置する小中一貫校の通称名を追加
- (2) 中高一貫校にかかる通学区域、入学の許可等について規定を整備
- (3) 公立国際教育学校等における自己評価、教材の取扱等について規定を整備

3 施行期日

公布の日（ただし、第 16 条中大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校にかかる改正規定については平成 29 年 4 月 1 日、大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校にかかる改正規定については平成 30 年 4 月 1 日、公立国際教育学校等にかかる改正規定については大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例 号）の施行期日を施行期日とする。）